

公私連携型保育所等整備事業にかかわるプロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市の子育て施策を象徴するようなデザインを取り入れた「公私連携型保育所等整備事業」の実施にあたっては、設計から施工までを一括で管理することによる高い品質、コストの縮減及び工期の短縮を確保する必要があります。これらを踏まえ、価格競争による業者決定方式ではなく、優れた企画・提案能力を有する事業者を選ぶため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた計画案の提案者を本事業の受注候補者（以下、「候補者」という。）として選定するために必要な事項を、本要領に定めるものです。

2. 事業の目的

大和市で初めてとなる公私連携型の低年齢児型保育所を整備し、保育需要が集中する0歳児から2歳児の受入れを拡大しつつ、幼稚園を対象とした送迎ステーション事業と組み合わせることで、今後も見込まれる保育需要の増加に対応します。

また、就労形態が多様化している中、休日保育事業や一時預かり事業のほか、子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施するとともに、災害時を含め、子育て支援のさらなる充実を図ります。

3. 業務の概要

(1) 事業名

「公私連携型保育所等整備事業」

※保育所等整備に係る設計、施工及び施工管理一括発注の122月間のリース方式とし、賃貸借契約満了後、無償譲渡を受けるものとする。

(2) 事業の範囲

詳細は別添の「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおりとする。

(3) 計画概要

① 設置場所 大和市中央1丁目5-14（旧青少年センター跡地）

② 敷地面積 約1,721㎡

③ 用途地域 近隣商業地域（準防火地域）

④ 建ぺい率／容積率

80%(角地緩和90%)／200%

⑤ その他 道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制

⑥ 設置施設概要

・施設規模 平屋建て(原則として) 900～1000㎡程度

・構造 鉄骨造

・設備 電気設備、機械設備等(空調・換気設備、給排水衛生設備)

その他施設運営

・付帯工事 外構、フェンス、舗装、外灯、遊具設置、植栽、駐車場、園庭

※「(3)計画概要」の詳細は、別添「公私連携型保育所等整備事業仕様書」のとおり。

(4) 完成期限

令和3年1月31日

※提案者との契約までの交渉期間（令和元年10月中旬から12月初旬）

※計画敷地の建物解体工事(旧青少年センター)一別途工事

- ・工事期間：令和元年6月初旬から令和元年10月下旬
- ・工事概要：鉄筋コンクリート造3階建て（杭基礎Φ300~450/14m/85本）及び外構の解体

(5) 賃貸借期間

令和3年2月1日から令和13年3月31日

4. 業務上限額

574,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

総額を上記賃貸借期間（122ヶ月）において、毎月払いとする。

5. 候補者の決定方法

本業務は、本要領を元に別に定める募集要領に従って提案書の提出を求め、企画力、提案能力、実績、見積価格などを総合的に審査・評価し候補者を決定する。

6. 評価委員会の設置

候補者選定にかかわる評価は、評価委員会設置要領に定める評価委員会が行うものとする。

7. 候補者決定までの流れ

プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、指定期日までに市へ参加を申し込み、市から参加資格を有する旨の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

市から通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市へ企画提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けるものとする。

市は、評価の結果、評点が上位1位となった者を「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず、最優秀提案者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行うものとする。

期間内に市と最優秀提案者との交渉が成立しない場合には、次点候補者と交渉を行う。個別の日程については、「16. 日程及び提出書類等」のとおりとする。

8. 企画提案書の募集方法

企画提案書の募集については、本要領を元に別途募集要領を定めて公表し、広く周知を図るものとする。

なお、公表は、ほいく課ホームページへの募集要領の掲載及びかながわ電子入札共同システム入札情報サービス「インフォメーション」の中にほいく課ホームページURLを掲載する方法で行うものとする。

9. 資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

事業所の要件	<ul style="list-style-type: none">・一級建築士事務所の登録を受けていること。・一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
従事者の資格	<ul style="list-style-type: none">・設計・監理に携わる者は、建築士法による一級建築士の資格を有すること。・工事の技術者は、工種に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有すること。 ※上記資格者は、募集要領の公表日時点において、入札参加者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあることとする。
入札参加資格	<ul style="list-style-type: none">・大和市入札参加者名簿に、物品で「物件の借入れ」及びその細目として「建物・仮設建物」並びに工事で「建築一式」のいずれも登録をしている者であること。
入札参加停止措置	<ul style="list-style-type: none">・参加申込をした日から候補者決定日までのいずれかの日において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、停止措置処分を受けていない者であること。
業績実績	<ul style="list-style-type: none">・本要領公表日から過去10年間に認可保育所(定員90名以上)の設計業務、建設業務及び工事監理業務を一括で受注していること。
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none">・2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと(ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く)。・6月以内に手形又は小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る)がないこと(ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く)。・所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
その他	<ul style="list-style-type: none">・その他公平な競争の妨げになる行為・事実がないこと

10. 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- ・質問のある参加希望者は、ほいく課ホームページより質問票をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールに添付し、ほいく課宛に送信すること。メールの件名は「公私連携型保育所等整備事業に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
 - ・質疑に対する回答は、ほいく課のホームページにより、質疑とともに公開する。
- ※参加資格要件を満たさないことが明らかな参加希望者からの質疑について、市は、回答しないことができるものとする。

11. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、ほいく課ホームページよりプロポーザル参加申込書(様式1-1)及び誓約書(様式2)等をダウンロードして必要事項を記入・代表者印を押印のうえ、その他必要書類を添えて市に提出すること。

提出後に変更が生じた場合は、プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書(様式1-2)を市に提出すること。

必要書類：プロポーザル参加申込書（様式1-1）
誓約書（様式2）
業務実績表（様式7-1）
業務実績実例写真（様式7-2）

（2）提出方法

- ①提出先：神奈川県大和市鶴間1丁目31-7 大和市保健福祉センター
大和市 こども部 ほいく課 保育指導係
- ②提出期限：令和元年7月5日（金） 17時まで 必着（直接持参又は郵送）

（3）資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者の資格要件を審査し、参加資格確認の結果について、7月12日（金）までに、参加資格確認結果通知書（様式4）により、参加希望者に通知するものとする。

参加希望者は、この決定について、通知日の翌日から起算して3日以内（開庁日に限る）に、市へ説明を求めることができる。

（4）参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届出書（様式3）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日の17時までにはほいく課まで提出するものとする。

12. 企画提案について

（1）企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は、1社につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

企画提案書の提出について（様式5）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

別に定める企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定している項目順に作成すること。

③ 見積書

履行期間内に企画提案書の内容を実施するための費用を予算上限額の範囲内において作成する（代表者印押印）。金額は消費税及び地方消費税込みの金額を表記することとし、税抜金額と消費税等の内訳を明記すること。（様式10）

※税率については、10%とする。

(2) 提出部数

(1) の①から③の書類を次のとおり提出するものとする。

①・・・正本を1部提出

②～③・・・②⇒③の順に綴じ込み、簡易製本とし、表紙に表題「公私連携型保育所等整備事業に係る企画提案書」及び社名を記載したものを次の部数提出すること。

- ・ 正本（見積書に要押印・表紙に「正本」と記載する。） 1部
- ・ 副本（見積書に押印のないもの又は写しで可。表紙に「副本」と記載する） 20部

(3) 提出期限・方法及び場所

日 時：令和元年8月7日（水） 17時まで（ただし、土日祝日を除く）

方 法：直接持参のみとする。（郵送、電子メールでの提出は不可）

場 所：神奈川県大和市鶴間1丁目31-7

大和市保健福祉センター 2階 こども部 ほいく課

- ・ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
- ・ 当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り、受け付ける。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、参加者は、速やかに市へ回答するものとする。

(5) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日 時：令和元年8月23日（金）（予定）

＊詳細な日時は、参加資格決定通知後に各社に別途連絡する。

場 所：神奈川県大和市鶴間1丁目31-7

大和市保健福祉センター 4階 講習室

時 間：準備5分、説明30分、質問15分、片付け5分を予定

※注意事項

- ・ プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え、追加は認めない。スクリーン等に投影して説明するパワーポイントなどの資料は、提出済の企画提案書にある内容の範囲とすること。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- ・ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意すること。ただし、プロジェクター及び投影スクリーンは市が用意する。
- ・ 参加者の出席者は5名以内とする。
- ・ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

13. 評価

評価については、別に定める評価要領のとおり行い、最優秀提案者及び次点候補者を決定する。なお、上位1位又は2位の者が同点で複数いる場合は、評価要領に定める基準により再評価を行い、順位づけを行うものとする。

14. 評価結果の通知

市は評価の結果について、10月15日（火）までに企画提案評価結果通知書（様式6）により参加者に通知するものとする。通知の際は、併せて次の内容を通知する。

ア 通知相手先の順位と総合点数及び各評価項目の点数

イ 最優秀提案者の名称と総合点数

ウ 全参加者の匿名の総合点数及び各評価項目の点数

なお、参加者は、評価結果に対して、通知の翌日から3日以内に市へ説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した最優秀提案者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではない。

15. 契約締結に向けての交渉

（1）仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、期間を定め、最優秀提案者と交渉を行い、契約の仕様等を確定させる。なお、企画提案書等*をもとに交渉を進めるが、業務の契約の目的達成のため、必要に応じて、企画提案書の項目の追加や変更等を行うことができるものとする。

※企画提案書等とは、公私連携型保育所等整備事業の候補者を選定する際に作成した資料であり、平面図、配置図、立面図、仕上表及びその他の必要となる資料のことをいう。

（2）契約金額について

契約金額は、原則として、市に提出した見積書に記載された額を超えないこととする。ただし、交渉時に企画提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではない。

（3）契約の締結について

契約書は、市が用意したものを使用する。土地の無償貸付の契約については、議会の議決後に締結する。また、建物賃貸借契約については、土地の無償貸付が前提となるので、土地の無償貸付についての議決が得られない場合には本市は、受注者に対して、本件契約に係る対価の全部及び一部、違約金、損害賠償金その他一切の金銭の支払い義務を負うことなく契約解除を行う特約を付して契約を締結する。

16. 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和元年6月10日（月）から 令和元年7月5日（金）17時（必着）	様式1-1 様式2、必要書類	参加希望者 ⇒市

質疑締切	令和元年7月5日(金)17時まで	質問票	参加希望者 ⇒市
参加資格結果の 通知	令和元年7月12日(金)までに発送	様式4	市⇒ 参加希望者
質疑回答	令和元年7月17日(水)17時まで	(ホームページで公開)	市⇒ 参加希望者
企画提案書提出	令和元年7月24日(水)9時から 令和元年8月7日(水)17時	様式5 企画提案書 } 製本して 見積書 } 正本1部 副本20部	参加者⇒市
プレゼン テーション	令和元年8月23日(金)(予定)	—	—
評価結果等の 通知	令和元年10月15日(火) までに発送	様式6ほか	市⇒参加者
最優秀提案者 との交渉	令和元年11月29日(金)まで	—	—
次点候補者との 交渉※	令和元年11月29日(金)まで	—	—
建物賃貸借 契約締結日	令和元年12月2日(月)(予定)	(契約書)	—
業務の履行開始	令和元年12月3日(火)	—	—
土地無償貸付 契約締結	令和2年3月(予定)	(契約書)	

※ 最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は、速やかに次点候補者に対して、交渉結果及び次点候補者との交渉を行わない旨を知らせる。

17. 参考日程：候補者との決定以降について

設計業務期間	建物賃貸借契約締結日～令和2年5月末日	—	—
工事期間	令和3年1月末日	—	—

18. 情報の公開等について

原則として、各参加者の名称及び評価結果を公表できるものとする。また、大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合においても同様に公開できるものとする。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについてはこれらの限りではない。

19. 問合せ先

大和市役所 こども部 ほいく課 保育指導係

電話：046-260-5672

FAX：046-264-0142

e-mail：ko_hoiku@city.yamato.lg.jp

20. その他

- ・参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ◆提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ◆募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ◆提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ◆募集要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ◆その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- ・企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ・市がプロポーザルの過程で得た情報等は、大和市に帰属し、調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- ・受注者となった場合、業務実績として、大和市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、市の許可なく開示できないこととする。
- ・提出された企画提案書等は返却せず、市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。
- ・本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、市が判断するものとする。
- ・プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不相当と認められたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとする。

以上